

議案第63号

世田谷区営住宅の明渡し及び使用料等の支払に係る訴えの提起
上記の議案を提出する。

令和3年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区営住宅の明渡し及び使用料等の支払に係る訴えの提起

■■■■ (■■■■) 及び ■■■■ (■■■■
■■■■) を相手方として、次のとおり訴えを提起する。

1 訴えの要旨

次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) ■■■■ は、世田谷区に対し、別紙物件目録記載の建物（以下「本件建物」という。）を明け渡せ。
- (2) ■■■■ 及び ■■■■ は、世田谷区に対し、連帯して、金 3, 337, 700 円及び令和 3 年 5 月 1 日から本件建物の明渡済まで 1 箇月 191, 700 円の割合による金員を支払え。

2 訴訟の目的の価額

金 6, 835, 001 円

(内訳)

訴えの要旨(1)に係る価額 金 3, 497, 301 円

訴えの要旨(2)に係る価額 金 3, 337, 700 円

3 訴えを提起する理由

世田谷区は、■■■■ に対し、平成 9 年 4 月 1 日付で本件建物の使用の承認をしたが、平成 21 年 12 月からその使用料及び共益費（以下「使用料等」という。）を滞納するようになった。

世田谷区は、■■■■ に対し、督促及び催告を行ったところ、■■■■ から連帯して使用料等を支払う旨の申入れがあったため、令和 2 年 3 月 17 日付で■■■■ と連帯保証契約を締結したが、滞納は一向に解消せず、滞納額が次第に増加したため、本件建物の使用の承認を取り消し、本件建物の明渡しを請求した。

その後においても、■■■■ 及び ■■■■ は、使用料等の支払をせず、また、■■■■ は、本件建物も明け渡さないのので、訴えを提起する。

(別紙)

物 件 目 録

- 1 所 在 [REDACTED]
- 2 住居表示 [REDACTED]
- 3 建物の名称 [REDACTED]
- 4 部屋番号 [REDACTED]
- 5 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根3階
- 6 専用床面積 72.2平方メートル